

○深谷市コミュニティバス障害者割引利用のための障害者割引利用者証交付要綱

令和 年 月 日部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、深谷市コミュニティバスで障害者割引を受けようとする際、障害者手帳(第2条各号)の呈示に代わり利用することができる深谷市コミュニティバス割引利用者証(様式第1号。以下「利用者証」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、当市に居住する者に対し、利用者証を交付することができるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)第4条第2項の規定による療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用者証の交付申請等)

第3条 利用者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ深谷市コミュニティバス障害者割引利用者証交付(再交付)申請書(様式第2号)に顔写真(縦4cm・横3cm)を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、利用者証を交付するものとする。
- 3 前項の規定により利用者証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、住所、氏名等を変更し、又は利用を中止したときは、速やかに深谷市コミュニティバス障害者割引利用者証(変更・中止)届(様式3号)を市長に提出しなければならない。
- 4 (1) 利用者は、利用者証を破損し、又は紛失したときは、本条第1項の申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。この場合において、利用者証の破損により再交付を申請するときは、当該破損した利用者証を添付しなければならない。

(2) 利用者は、利用者証の再交付を受けた後、紛失した利用者証を発見したときは、速やかに発見した利用者証を市長に返還しなければならない。

(利用者証の有効期間)

第4条 利用者証の有効期間は、新規申請においては、申請日より起算して申請者の2回目の誕生日が属する月の末日までとする。また、更新申請（有効期限3か月前から有効期限前日までの申請をいう。）においては、申請日より起算して3回目の誕生日の属する月の末日までとする。

ただし、いずれの申請においても、申請者の所持する障害者手帳（第2条各号）の有効期限が先に到来する場合には、利用者証の有効期限はその時点までとする。

(利用者証の呈示)

第5条 利用者は、深谷市コミュニティバスを利用しようとするときは、利用者証を呈示しなければならない。

(利用者証の不正使用の禁止)

第6条 利用者は、当該利用者証を複製し、又は第三者に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、当該利用者証を返還させるものとする。

(利用者証の返還)

第7条 利用者は、利用を中止し、又は第2条に定める要件に該当しなくなったときは、当該利用者証を市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

（表面）

深谷市コミュニティバス割引利用者証

No. _____

氏名

有効期限 ■ ■

年 月 日 深谷市長 印

注 意 事 項

1. この証明書は、深谷市コミュニティバスで障害者割引を受けることに限り有効です。
2. ご利用の際は必ずこの証明書を提示してください。
3. 有効期限が経過したとき、または資格を失ったときは、必ず返還してください。有効期限の3か月前から更新申請ができます。

発行 深谷市役所 障害福祉課

様式第2号(第3条関係)

深谷市コミュニティバス用障害者割引利用者証交付（再交付）申請書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所

氏名

(本人との続柄)

以下のとおり深谷市コミュニティバス障害者割引利用のための障害者割引利用者証交付要綱第3条第1項の規定により、証明書の交付（再交付）を申請します。

記

登録番号	第	号		
本人氏名				
本人生年月日	年	月	日生	
本人住所			施設名	
本人電話番号	()			
手帳取得状況	身体障害者手帳：有・無（手帳等級 級） 療育手帳：有・無（手帳等級 ） 精神障害者保健福祉手帳：有・無（手帳等級 級）			
有効期間	年	月	日	～ 年 月 日

備考 登録番号・有効期間は、記入しないでください。

様式第3号 (第3条関係)

深谷市コミュニティバス障害者割引利用者証 (変更・中止) 届

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所

氏名

(利用者との続柄)

以下のとおり深谷市コミュニティバス障害者割引利用のための障害者割引利用者証交付要綱第3条第3項の規定により、利用者登録に係る変更・中止について、下記のとおり届け出ます。

利用者	氏名		登録番号	
	住所		施設名	
変更項目 (該当するものに○)	氏名・住所・その他 ()			
変更年月日	年 月 日			
変更内容	変更前	変更後		
中止項目 (該当するものに○)	死亡・資格喪失・その他 ()			
中止年月日	年 月 日			

※ 中止の場合は、証明書を返却してください。